# 海外リサーチインターンシップ等の教育プログラム(海外実務訓練を除く)による 学生派遣のための条件および事前に確認が必要な情報

- ・これは大学が派遣の可否を判断するための条件および情報である。
- ・単独の項目での判断ではなく、関連する項目を複合的に判断する場合もあり得る。
- ・複数の教員で安全確認をすること。複数の教員(主担当と副担当)でトラブルに対応できる体制とすること。
- ・この表における、「主担当教員」とは、派遣機関と海外リサーチインターンシップの内容や条件等について主に交渉している教員。
- ・海外実務訓練については、別に定める派遣基準を参照。

#### 1. 国・地域に関する条件(主担当教員が確認する)

(2022.8.3)

番号	項目	条件	備考
1-1	日本からの入国制限	していないこと	
1-2	外務省・危険情報レベル	原則1以下	2の場合は適切な事前の安全確認が個別に必要(レベル2であっても、派遣可能と判断した理由の説明) 渡航中にレベル2以上が発出された場合には途中帰国を指示する場合がある。
1-3	外務省・感染症危険情報レベル	原則1以下(ただし新型コロナの場合は上記危険情報レベルを満た せば文部科学省の通知により3及び2でも可)	2の場合は適切な事前の安全確認が個別に必要(レベル2であっても、派遣可能と判断した理由の説明) 新たに感染症危険情報が発出された場合には、原則に準じた対応とする。
1 – 4	現地の状況	渡航目的を達するうえで現地での生活に支障がないこと (公共交通機関の利用、生活必需品の購入、医療機関への受診な ど)	渡航中、現地での生活に支障が生じ、渡航目的を達することが困難と本学が判断した場合には途中帰国を指示する場合がある.

#### 2. 派遣機関に関する条件(主担当教員が確認する)

	項目	条件	備考
2 – 1	医療機関の受診体制	現地の学生や社員と同等の適切な医療サービスが受けられること	
		日本語ないし英語で受診できる医療機関があること	
		上記に該当する最寄りの病院名を具体的に挙げること	加入海外旅行保険との提携があれば尚可(必須ではない).
2 – 2	通学・授業の実施状況 (大学へ派遣する場合)	日本からの学生を受け入れていること 自主隔離が必要な際の隔離場所を確保できること	授業等、渡航目的に支障がないこと
			生活面での制約が生じていないこと
			受入条件に注意(新型コロナワクチン接種完了等)
		日本からの受け入れを行っており、勤務に支障がないこと 自主隔離が必要な際の隔離場所を確保できること	渡航目的に支障がないこと
2 – 3			生活面での制約が生じていないこと
			受入条件に注意(新型コロナワクチン接種完了等)

## 3. 派遣学生に関する条件(必ず複数の教員で確認する)

番号	項目	条件	備考
3 – 1	現地でのコミュニケーション能力	渡航目的に支障がない十分なコミュニケーション能力を有すること	不測の事態の際に適切な対応が取れることを、複数の教員による面談で判断する。
3 – 2	新型コロナワクチン接種	原則として、出発前までに3回の接種が完了していること	日本政府は接種を義務化していないが、国をまたいだ往来にあたっては接種完了が事実上条件化している。 未接種で渡航する場合には、未接種により生じ得る不利益について、現地側によく確認する。
3 – 3	本学指定の誓約書の提出	期間短縮、緊急帰国、現地で感染するリスク等を理解したうえで、 本人が強く希望し、保証人が同意していること 学生本人および保証人が署名した本学指定の誓約書を提出すること	
3 – 4	保険加入	本学が推奨またはそれと同等の海外旅行保険に加入すること	
3 – 5	危機管理サービスへの加入	海外旅行保険と合わせて、本学が指定する危機管理サービスに加入すること	
3 – 6	緊急連絡方法	派遣先(現地到着後の派遣先への移動中を含む)で <u>国際電話が使用</u> 可能なスマートフォンを日本出国時に所持すること。ネット回線接続のみの端末及びSIMは認めない	
3 - 7	出発前オリエンテーションへの参加	必ず参加すること(義務)	
3 – 8	英語能力・コミュニケーション能力	プログラム別条件	プログラム、派遣機関に応じて設定 3-1とあわせて判断

## 4. 派遣の可否を判断するために確認が必要な派遣地域・派遣先に関する情報(主担当教員が確認する) 調査方法、調査した日(できればメール等添付する)

番号	項目	調査内容	備考
4 - 1	現地の状況の事前確認方法	本学教員による現地視察実施の有無	2022年度は過去に十分な交流実績のある機関のみが派遣対象となるため、事前の現地視察は行わない(事前の現地視察を行わなくても安全を確保できる機関に派遣する)。
		現地視察「無」の場合は事前確認の方法	これまでの実施実績(トラブル等が生じていない)など
4 - 2	派遣先国への入国時/日本への帰国時の検疫		派遣プログラムの内容・期間と合わせて考慮する必要 渡航中の情勢変化は「1. 国・地域に関する条件」にて記載
4 - 3	現地感染状況	7日間の人口10万人あたりの感染者数、死亡者の数	直近6か月間および2週間の推移.

4 - 4	現地への渡航手段	定期便が運航されているか	経由便・乗継便の場合、経由・乗継の際に必要な書類・条件を確認すること 当面は派遣国への直行便のみの利用(国内の移動の航空機利用は可) (遅延などで乗り継ぎできず、入国に必要な陰性証明が有効期限
			切れになるなど、トラブルを防止するため)現地PCR検査により 新型コロナ感染後30日現地滞在の事例あり(他大学)
4 - 5	新型コロナワクチン接種	派遣学生が希望すれば現地で接種可能か	日本政府は接種を義務化していないが、国をまたいだ往来にあ たっては接種完了が事実上の条件となっている。
4 - 6	健康相談体制	医務室や校医、産業医、カウンセラーの有無	
		産業医等「無」の場合は医療機関についての情報	
4 - 7	現地サポート	本学のコーディネータがいるか	
		派遣先機関でサポートをしてくれる人はいるか(協定大学経由で企 業へ派遣する場合には、大学と企業の両者)	
		自宅待機や指定場所での待機になった場合に、住居や食事のサポートを受けることができるか。待機場所および費用負担はどうなるか。	

#### 5.上記1~4以外に主担当教員が確認する情報

番号	項目	調査内容	備考
5 - 1	現地での生活に必要な情報	公共交通機関の利用、生活必需品の購入、医療機関への受診、マスク着用義務等の確認など	複数の地域・派遣機関を含むプログラムの場合、プログラム全体 としてだけではなく、派遣先別にも学生に対する安全指導を必ず 行う。
5 – 2	現地情報の入手手段	現地の最新情報を入手する手段、現地保健省等の公的機関のサイト、本邦外務省及び厚生労働省のサイト(帰国時の検疫)	日本人在住者から最新の情報が得られるか 派遣学生だけではなく、担当教員も外務省たびレジへ登録するな ど、地情報を常に得られるようにする。
5 – 3	新型コロナワクチンの種類	派遣先の国が主導して接種しているワクチンの種類	

### 6. 学生が確認する情報

番号	項目	調査内容	備考
6 – 1	外務省情報	「1. 国・地域に関する条件」に記載する本学条件に準拠しているか	
6 – 2	現地感染状況	7日間の人口10万人あたりの感染者数、死亡者の数	直近6か月間および2週間の推移 各種データサイト等を利用し定期的に確認・比較する
6 – 3	派遣先国への入国時/日本への帰国時の検疫	派遣先国への入国時および日本への帰国時に必要となる待機期間・ 隔離期間	渡航中の情勢変化は「1.国・地域に関する条件」にて記載.
6 – 4	現地への渡航手段	定期便が運航されているか	経由便・乗継便の場合、経由・乗継の際に必要な書類・条件を確認すること
6 – 5	現地での生活に必要な情報	公共交通機関の利用、生活必需品の購入、医療機関への受診、マス	外務省海外安全ホームページにて渡航先国・地域の「安全対策基礎データ」等の熟読、および日本大使館ホームページにての在留 法人向けの注意情報を熟読すること
6 – 6	新型コロナワクチン接種	派遣学生が希望すれば現地で接種可能か 派遣先の国が主導して接種しているワクチンの種類	